



# 芦屋町教育大綱



平成 28 年 6 月

福岡県芦屋町



## はじめに

我が国の教育をめぐる状況は、人口減少や少子高齢化、地域社会や家族の変容、ネット社会やグローバル化の進展などにより著しく変化し、新たな課題が生まれてきています。

芦屋町においては、「さわやかプロジェクト」により、様々な取り組みを展開してきました。平成27年度の「全国学力・学習状況調査」では、一部で伸びはあるものの、全体的に低い状況が続いており、学力向上が喫緊の課題となっています。

このような中、平成27年4月、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正・施行され、「総合教育会議」を設置し、町長と教育委員会が十分な意思疎通を図りながら町長が教育に関する「大綱」を策定することとされました。

そこで、芦屋町の教育の目標、進むべき方向性を掲げ、先人たちが築いてきた文化や伝統を守りながら芦屋町の未来を担う子どもたちやふるさと芦屋で心豊かに生きていく人たちのために、この大綱を作成します。



平成28年6月  
芦屋町長 波多野 茂丸

# 1 学校教育の取り組み

## 学校・家庭・地域が連携して、芦屋の子どもは芦屋で育てる

価値ある夢・希望・志をもち、地域社会とかかわりながらよりよい人生を送る子どもを育成するには、「芦屋の子どもは芦屋で育てる」を基本理念に、地域と共にある学校をめざして、町民総ぐるみで取り組まなければなりません。そのため「さわやかプロジェクト」により、学力・体力の向上、豊かな心の育成、特別支援教育などを推進します。

また、子どもたちが地域への誇りや愛着をもつため、ふるさとの未来を担う子どもたちの心の中に、シビックプライドを醸成します。

### ● 学力向上の取り組み

基礎・基本となる学力を身につけさせ、全国学力・学習状況調査において、全教科で全国平均を上回ることを目標とし、子どもたちの学ぶ意欲を高め、一人ひとりの目標や課題に応じた教育活動が、組織的かつ効率的に展開できる環境づくりに努めます。



### ● 豊かな心の育成

保育所（園）・幼稚園と小学校、中学校が連携し、成長期に応じた規範意識の育成に取り組み、きまりを守ることから、より主体的な行動ができる子どもたちの育成をはかります。

先にことばを言い、その後にお辞儀をする「語先・後礼」のあいさつを、各学校はもちろん保育所（園）・幼稚園でも取り組みを推進するとともに、家庭や地域でもこの取り組みを広げていきます。



### ● 芦屋型小中一貫・連携教育の推進

保育所（園）・幼稚園と小学校との連携、小学校と中学校の一貫した教育をとおして、中学校卒業時までをめざす児童・生徒像「価値ある夢・希望・志を持った子どもたち」「確かな学力と学ぶ意欲を持った子どもたち」「豊かな心とたくましさを持った子どもたち」の育成をはかります。



### ● 特別支援教育の推進

一人ひとりの児童・生徒の成長をきめ細やかに支援する体制づくりに努めます。乳幼児期から支援するため芦屋独自の「あしやすくすくファイル」を活用するとともに、「すくすく発達相談」などにより早期発見、早期支援に取り組みます。

小・中学校では個別の教育支援計画・指導計画により、一人ひとりの子どもたちの将来にわたる豊かな成長を目指します。



### ● 健やかな体の育成

小・中学校では、「鍛錬」を意識した学校行事、体育授業に取り組み、子どもたちの体力・運動能力の向上を目指します。また健康な生活習慣を確立するため、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進するとともに、「弁当の日」をとおして、健康な体の基盤となる食育の推進をはかります。



### ● シビックプライドの醸成

子どもたちに芦屋町の歴史や伝統文化、産業、自然などさまざまな魅力を知ってもらい、郷土を想う心を醸成し、地域への誇りや愛着をもてる取り組みをすすめます。



※シビックプライドとは、自分の住んでいるまたは働いているまちに対して「誇り」や「愛着」をもって自らもこのまちを形成している1人であるという認識をもつことです。より積極的にまちに関わっているという意識をもつことが大切です。

## 2 社会教育の取り組み

「夢・希望・志を実現するまち、芦屋」を目指して

住民一人ひとりが、心豊かで生きがいのある人生を送るためには、生涯をととした学習活動によって、自らの個性や能力を伸ばし、その成果を地域社会の中で活かせる環境づくりが必要です。

そこで、「芦屋町生涯学習基本構想・後期推進計画」に基づき、「だれもがいつでも主体的に学べるまち」「人々が交流し支えあう、いきいきとしたまち」づくりの視点で、生涯学習を推進します。

### ● 生涯学習の総合的な推進

学習機会や体験活動など、ライフステージ・住民ニーズに応じた様々な学びの場の提供や情報発信を行うとともに、学んだことが活かせる環境づくりに努めます。

生涯学習講座「あしや塾」を充実するとともに、中央公民館を中核施設として、各社会教育施設における各種事業を推進し、生涯学習の総合的な推進をはかります。



### ● 生涯スポーツの推進

あらゆる世代の健康づくりや体力づくりをすすめるとともに、スポーツをととしたコミュニティの醸成をはかるため、「芦屋町スポーツ振興基本計画」に基づき生涯スポーツを推進し、「だれでも」「いつでも」「どこでも」運動ができる機会を提供することで、スポーツに親しむ環境づくりを推進します。



### ● 歴史・文化の保護と振興

文化財の適切な保護や管理及び芦屋歴史の里・芦屋釜の里の充実に努め、芦屋の歴史・文化を後世に伝えるとともに、資源の有効活用をはかります。

また、<sup>いもじ</sup> 鋳物師の独立・育成を支援し、芦屋釜の復興をすすめるとともに、ギャラリーあしやの利用促進に努め、住民が芸術文化に触れる機会を充実させます。



### ● 人権・同和教育の推進

基本的人権が尊重される社会の実現をめざし、住民の人権意識の高揚をはかるため、「芦屋町人権教育・啓発基本計画」及び「第2次芦屋町男女共同参画推進プラン」に基づき各種施策を実施し、人権教育・啓発、男女共同参画を推進します。



### ● 社会性を育む青少年体験活動の充実

青少年自らが学び行動し、問題を解決できる力を育むとともに、規範意識や自尊感情を高めることで、次代を担う青少年の健全育成をはかるため、体験活動やボランティア活動などを取り入れた多様な青少年事業を推進します。



### ● 青少年のための安全・安心なまちづくり

青少年を地域で守り育てていくため、芦屋町青少年健全育成町民会議によるあいさつ運動や見守り活動、夜間巡回を支援するとともに、青少年健全育成に関する啓発活動を行います。また、通学時の危険から児童・生徒を守るため、不審者対策に努めます。



### 3 教育大綱の実施期間

本大綱は、平成 28 年度から平成 30 年度までの 3 年間を実施期間とします。ただし、今後の社会情勢等の変化を踏まえて、毎年、総合教育会議において協議、調整を行い、状況に応じて適宜見直していくものとします。



芦屋町

| 発行 |

芦屋町 企画政策課

〒 807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町 2 番 20 号

TEL : 093-223-0881 (代) FAX : 093-223-3927

URL : <http://www/town.ashiya.lg.jp/>